

愛知県就労準備支援事業実施要領

1 目的等

- (1) 本事業は、就労に必要な実践的な知識・技能等が不足していたり、複合的な課題があり、生活リズムが崩れている、社会や人との関わりに不安を抱えている、日常生活面での課題がある、就労意欲が様々な理由により低下している等の理由で就労に向けた準備が整っていない者に対して、一般就労に向けた準備としての基礎能力の形成からの支援を、計画的に実施することを目的とする。
- (2) 本事業は、生活困窮者自立支援法に基づく生活困窮者就労準備支援事業及び生活保護法に基づく被保護者就労準備支援事業を一体的に実施するものである。

2 支援対象者

本事業は、県内の町村に在住している者のうち、次の者を支援の対象とする。

- (1) 生活保護受給者のうち、就労意欲や生活能力・稼働能力が低いなど、就労に向けた課題をより多く抱える被保護者であって、日常生活習慣、基礎技能等を習得することにより就労が見込まれる者のうち、本事業への参加を希望する者（特定被保護者（生活保護法第五十五条の十一第一項に規定する特定被保護者をいう。）を含む）。
- (2) 生活困窮者自立支援法第3条に定める生活困窮者のうち、次のいずれかに該当する者。

ア 次のいずれにも該当する者

- ①本事業の利用の申込をした日（以下「申込日」という。）の属する月における生活困窮者及び生活困窮者と同一の世帯に属する者の収入の額を合算した額が、申込日の属する年度（申込日の属する月が4月から6月までの場合にあつては、前年度）分の地方税法の規定による町村民税均等割が課されていない者の収入の額を12で除して得た額（以下「基準額」という。）に、住宅扶助基準に基づく額（「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和38年4月1日社発第246号厚生省社会局長通知）第7-4-(1)-ア、第7-4-(1)-オをいう）を合算した額以下であること。
- ②申込日における生活困窮者及び生活困窮者と同一の世帯に属する者の所有する金融資産の合計額が、基準額に6を乗じて得た額以下であること。

イ 前号に該当する者に準ずる者として次のいずれかに該当する者

- ①前号①又は②に規定する額のうち、把握することが困難なものがある者
- ②前号に該当しない者であつて、前号①または②に該当する者となるおそれがある者
- ③県福祉相談センター長が当該事業による支援が必要と認める者

3 事業内容

本事業は、以下の（1）から（8）までのとおり、就労準備支援プログラムに基づき、日常生活自立に関する支援、社会自立に関する支援、就労自立に関する支援を、支援対象者の状況に応じて行う。

- (1) 就労準備支援プログラムの作成・見直し

支援を効果的・効率的に実施するため、支援対象者が抱える課題や支援の目標・具体的内容を記載した就労準備支援プログラムを作成する。就労準備支援プログラムは、定期的に評

価を行い、支援の実施状況を踏まえ、適宜見直しを行う。

(2) 日常生活自立に関する支援

適正な生活習慣の形成を促すため、様々なプログラムを活用しながら、規則正しい起床・就寝、適切な食事の摂取、身だしなみの習慣づけに関する助言・指導を行う。

(3) 社会自立に関する支援

社会的能力の形成を促すため、あいさつの励行、コミュニケーション能力の形成に向けたグループワーク等での支援や、地域の事業所での職場見学、ボランティア活動のあっせんを行う。

(4) 経済的自立に関する支援

一般就労に向けた技法や知識の習得等を促すため、実際の職場での就労体験の機会の提供やビジネスマナー講習、キャリア・コンサルティング、模擬面接、履歴書の作成支援等を行う。また、必要に応じて就労訓練事業を活用する。

(5) 就労体験時等の交通費の負担軽減に資する支援

ア 支援対象者

交通費の負担軽減に資する支援の対象者は、2(2)に規定する生活困窮者のうち、以下のとおりとする。

- ・就労準備支援プログラムの作成・見直しを経て、就労準備支援プログラムとして、就労体験又は認定就労訓練事業所での就労訓練(以下、「就労体験等」という。)が必要と支援調整会議で判断された者
- ・就労体験等を利用することにより、一般就労に繋がる可能性が高い者

イ 支援条件

就労体験等の利用にかかる負担軽減に資する支援の条件は以下のとおりとする。

- ・受託者による移動手段の提供(車両の借り上げ等)が困難であること
- ・公共交通機関の利用を要さない近距離の就労体験先又は認定就労訓練事業所(以下、「事業所」という。)を支援調整会議で検討したうえで、公共交通機関を利用する事業所を利用することが一般就労につながる可能性が高いと支援調整会議に諮られていること
- ・支援調整会議を踏まえ、自立支援計画(プラン)に利用する事業所、就労体験の目的、交通費の負担軽減が必要な理由等が明記されていること

ウ 支援の範囲

交通費の負担軽減支援の範囲は以下のとおりとする。

- ・公共交通機関を利用して事業所へ行くための交通費の実費
- ・事業所1箇所あたり10営業日まで
- ・1営業日あたり2,000円を上限とする
- ・1人あたり年間3箇所まで

(6) 協力事業所等の開拓

職場見学や就労体験等について協力を得られる事業所や就労訓練事業所の開拓を行う。

(7) 自立相談支援機関との連携

事業を実施する中で把握した生活困窮者を自立相談支援機関につなぐ体制を確保するとともに、自立相談支援機関によるアセスメントに基づく支援方針を十分に踏まえ、支援の方

向性や実施状況など、適宜、自立相談支援機関と情報共有、連携し、支援を行う。

(8) 保護の実施機関との連携

生活保護受給者に対する支援の実施に当たっては、保護の実施機関が、自立支援プログラムに位置づけた上で、就労支援プログラムを策定することを前提とする。支援の方向性や実施状況など、適宜、保護の実施機関と情報共有、連携し、支援を行う。

4 支援期間

(1) 2 (1) に規定する生活保護受給者

原則として1年を超えない期間とする。ただし、保護の実施機関の判断により、改めて本事業を利用することが適当と判断されたときは、1年の利用期間を終えてからの事業の再利用が可能である。また、支援の結果、就職をした場合には、原則として、本事業の利用は終了することとなるが、保護の実施機関が当該事業への継続した参加が適当と判断した場合には引き続き支援を継続して差し支えない。

(2) 2 (2) に規定する生活困窮者

原則として1年を超えない期間とする。ただし、利用者の心身の状況、生活の状況を勘案し、自立相談支援機関が必要と認める場合にあっては、1年を超える利用期間とすることも可能である。なお、自立相談支援事業のアセスメントにおいて就労準備支援事業を利用することが適当と判断されたときは、プランの更新及び就労準備支援事業の支援プログラムの再作成を行う。

5 配置職員

就労準備支援を行う担当者（就労準備支援担当者）は、キャリアコンサルタント、産業カウンセラー等の資格を有する者や就労支援事業に従事している者（従事していた者も含む。）など、生活困窮者への就労支援を適切に行うことができる人材であること。

また、厚生労働省が実施する養成研修を受講している者であること。（ただし、当分の間は、この限りではないが、県が実施する研修の受講等により資質の向上を図るよう努めること。）

6 留意事項

(1) 自立相談支援事業と就労準備支援事業及び家計改善支援事業は一体的に実施するものとしているため、就労準備支援事業の実施事業者は、自立相談支援機関と十分に連携を図り、事業を実施すること。

(2) 事業の実施に当たっては、「被保護者就労準備支援事業（一般事業分）の実施について」（平成27年4月9日付社援保発330409第1号厚生労働省社会・援護局保護課長通知）及び、「生活困窮者自立支援制度に関する手引きの策定について」の改正について（令和7年4月1日社援地発0401第24号厚生労働省社会・援護局地域福祉課長通知の別添3「就労準備支援事業の手引き」）を参照すること。

(3) 就労体験の利用者は、労働者性がないと認められる限りにおいて労働基準関係法令の適用対象外となるが、安全衛生面、災害補償面については、一般労働者の取扱いも踏まえた適切な配慮が必要であること。特に、災害補償面については、利用者が就労体験中に被災した場合に備え、適切な保険に加入すること。

(4) 工賃や交通費など支援対象者に対する手当は、事業費から支出しないこと。ただし、3 (5)

に係る公共交通機関の利用実費に限って交通費を支援することができる。

- (5) 関係機関と個人情報共有する場合は本人から同意を得ておくなど、個人情報の取扱いについて適切な手続きを踏まえること。

7 その他

この要領のほか、必要な事項は県において別に定める。

附 則

この要領は、令和5年1月16日に施行し、令和5年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、令和6年2月1日に施行し、令和6年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、令和7年2月21日に施行し、令和7年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、令和8年2月17日に施行し、令和8年4月1日から適用する。